

「派遣実績がない場合」

1. 第1面(全て)

2. 第2面 (1) ① 全労働者

3. 第2面 (2) 労働者派遣事業の売上高

4. 第2面 (3) 請負事業の売上高

5. 第2面 (5) ① 派遣先事業所数(実数)

② 派遣契約の期間別件数

6. 第5面 (10) マージン率等の情報提供の状況

7. 第6面 (11) ① キャリアコンサルティングの

窓口担当者の人数

を記入し、その他の欄は斜線を引いて提出してください。

許可証に記載されていますので、ご確認ください。

許可番号	派44-*****
事業所枝番号	
許可年月日	令和 *年 *月 *日

労働者派遣事業報告書

(年度報告)

(6月1日現在の状況報告)

様式には「6月1日現在」と記載していますが、令和7年は「6月2日現在」の状況を報告してください。

年 月 日

事業所ごとに作成し、毎年6月2日から6月30日までに提出。

厚生労働大臣 殿

提出者

株式会社 大分労働局

代表取締役 大分 花子

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

(ふりがな)	かぶしきがいしゃ おおいたろうどうきょく				
1 氏名又は名称	株式会社 大分労働局				
2 住 所	〒 (870-0037) 大分市東春日町17番20号 (097) 535-2095				
(ふりがな)	おおいた はなこ			役 名	
3 代表者の氏名 (法人の場合)	大分 花子			代表取締役	
(ふりがな)	かぶしきがいしゃ おおいたろうどうきょく おおいたしてん				
4 事業所の名称	株式会社 大分労働局 大分支店				
5 事業所の住所	〒 (870-0037) 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル (097) 535-2095				
6 大企業、中小企業の別	1 大企業 2 中小企業				
7 産業分類	名称	労働者派遣事業			分類 番号
					9121
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日		直前に終了した事業年度(決算期)に合わせて記入すること。		
9 民営職業紹介事業との兼業	1 有 2 無		許可・届出番号	44-ユ-*****	
10 親会社の名称	厚生労働株式会社			備考	
	①労働者派遣事業の許可番号	派13-*****	②民営職業紹介事業の許可・届出番号	13-ユ-*****	
11 請負事業の実施	1 有 2 無		うち構内請負の実施	1 有 2 無	
12 備考					

※労働局記入欄

I 年度報告

(1) 派遣労働者数等雇用実績（実人数）（報告対象期間末日現在）

事業所の全労働者 （直接雇用）人数。	計	通算雇用期間 が1年以上の 派遣労働者		通算雇用期間 が1年未満の 派遣労働者	
		うち同じ職場 に1年以上派 遣見込みの者	うち同じ職場 に1年以上派 遣見込みの者	うち同じ職場 に1年以上派 遣見込みの者	うち同じ職場 に1年以上派 遣見込みの者
①全労働者	100	—	—	—	—
②派遣労働者総計	40	30	20	10	3
③無期雇用派遣労働者	10	10	10	0	0
④有期雇用派遣労働者	30	20	10	10	3
日雇派遣労働者及び登録者のうち雇用されている者も含めること。					
⑤日雇派遣労働者	2	0	0	2	0
⑥登録者 ※	20	—	—	—	—

※登録制度のある事業主のみ

既に雇用されている者（派遣中）を含み、過去1年を超える期間にわたり雇用されたことのない者を除いた人数。

②労働者派遣契約の期間別件数（延べ件数）

総件数	1日以下のもの	1日を超え7日 以下のもの	7日を超え1月 以下のもの	1月を超え2月 以下のもの	2月を超え3月 以下のもの	3月を超え6月 以下のもの	6月を超え12 月以下のもの	1年を超え3年 以下のもの	3年を超えるも の	労働者派遣契約がな かった
50	15	0	5	3	1	1	10	15	0	

(6) 教育訓練（キャリアアップに資するものを除く）の実績

報告対象期間内に締結した労働者派遣契約（個別契約）の派遣期間別件数

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

			教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の方法の別 1 座学 ・ 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主・ 2 派遣先・ 3 教育機関・4 その他	受講した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間
イ	1	2	原材料及び安全装置の取扱い				1
ロ	3	4	作業手順・開始点検	1. 2	2	8	2
ハ	5		腰痛防止		1	20	1
ニ	6		整理・整頓		2	20	1
ホ	7		危険予測訓練	1. 2	2	20	2

労働安全衛生法第59条第1項に該当する場合は該当号数(1～8)を、第59条第2項の場合は(9)を、第3項の場合は(10)を、主な訓練内容に応じて最大2つまで記載。

労働安全衛生規則第35条第1項第5号から7号までの教育は、全ての企業で実施する義務があるため、必ず記載。

②その他の教育訓練（①及び（11）に係るものを除く）

訓練の内容	訓練の方法の別 1 OJT ・ 2 OFF-JT	訓練の実施主体の別 1 事業主・ 2 派遣先・ 3 訓練機関・ 4 その他	訓練費負担の別 1 無償（実費負担なし）・2 無償（実費負担あり）・3 有償	賃金支給の別 1 有給（無給部分なし）・2 有給（無給部分あり）・3 無給	1人当たりの平均実施時間
イ コンプライアンス研修	2	1	1	1	1
ロ					
ハ					

安全衛生教育、第6面のキャリアアップに資する訓練以外に実施した教育訓練の実績を記載。

(8) 雇用安定措置（法第30条）の実績（報告対象期間中に雇用安定措置を行った人数を記載。期間中に退職者がいれば、（1）の報告対象期間末日時点の対象労働者数と一致しない）

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数	うち、派遣先で雇用された人数	第2号の措置（新たな派遣先の提供）を講じた人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	第3号の措置（派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数	第4号の措置（その他の措置）を講じた人数		民間職業紹介事業を行っている派遣事業主が実施する職業紹介等の措置	備考
							教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）	紹介予定派遣（※2）	左記以外のその他の措置	
計	30	4	3	15	5	8		2		2
A 3年見込み	3									
2年半から3年未満見込み	5									
B 2年から2年半未満見込み	3						1			
1年半から2年未満見込み	5				2	2	1			
1年から1年半未満見込み	4				1	1	1			
C 1年未満見込み（※1）	10				2	1	1			

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者（登録中の者を含む）に限る。

※2 （7）欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）」の内数であること。

(2) 労働者派遣事業の売上高

40,000,000

※労働者派遣事業を行う事業所ごとの労働者派遣事業の売上高について、決算後の金額を記載

(3) 請負事業の売上高

10,000,000

※当該事業所で請負事業を行っている場合の請負事業に係る売上高について、決算後の金額を記載

(4) 海外派遣労働者数（実人数）

3

(5) 派遣先に関する事項

①派遣先事業所数（実数）

5

報告対象期間内に労働者派遣の実績がなかった場合「0」を記入。

①派遣先事業所数（実績）が「0」の場合は○印を記入。

③主な派遣先事業主（取引額上位5社）

氏名又は名称	所在地
株式会社A	大分県大分市
株式会社B	大分県大分市
株式会社C	大分県中津市
株式会社D	福岡県福岡市
株式会社E	大分県大分市

(3) ①派遣先事業所数（実績）が「0」以外の場合は、必ず記載。

(7) 紹介予定派遣に関する事項

イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）	ロ 紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数（人）	ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数（人）	ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用に結びついた労働者数（人）
5	4	4	2

第2号の措置には、有期雇用派遣労働者を無期雇用とした後、新たに派遣先へ就業させた場合や、再び同じ派遣先へ就業させた場合も含まれる。

【雇用安定措置の対象者】
A: 同一の組織単位に継続して3年間派遣される見込みがある者
B: 同一の組織単位に継続して1年以上3年未満派遣される見込みがある者
C: (A及びB以外の者で) 派遣元に雇用された期間が通算1年以上の者

様式第11号（第3面）

（9）派遣料金及び派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）に関する事項

派遣労働者の待遇決定方式が「労使協定方式」の場合は、必ず記載が必要です。

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（日雇派遣労働者を除く）

	派遣料金（1日（8時間当たり）の額）			派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均 01～99の合計額／記載業務の合計数	22,000	32,000	20,000	16,000	22,000	22,000	15,000	18,000
01 管理的公務員								
02 法人・団体役員								
03 法人・団体管理職員								
04 その他の管理的職業従事者								
05 研究者								
06 農林水産技術者								
07 製造技術者								
08 製造技術者								
09 建築・土木・測量技術者								
10 情報処理・通信技術者	27,000	32,000	23,000	20,000	22,000	22,000	18,000	18,000
11 その他の技術者								
12 -1 医師								
12 -2 薬剤師								
12 -3 歯科医師、獣医師								
13 -1 看護師								
13 -2 准看護師								
13 -3 保健師、助産師								
14 -1 診療放射線技師								
14 -2 臨床検査技師								
14 -3 その他の医療技術者								
15 その他の保健医療従事者								
16 社会福祉専門職業従事者								
17 法務従事者								
18 経営・金融・保険専門職業従事者								
19 教員								
20 宗教家								
21 著述家、記者、編集者								
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者								
23 音楽家、舞台芸術家								
24 その他の専門的職業従事者								
25 一般事務従事者	17,000		17,000	12,000			12,000	
26 会計事務従事者								
27 生産関連事務従事者								
28 営業・販売事務従事者								
29 外勤事務従事者								
30 運輸・郵便事務従事者								
31 事務用機器操作員								

全業種平均は、縦列の金額の単純平均で計算し、小数点以下を四捨五入する。

【計算式】
職種ごとの合計
職種の数

【例：派遣料金】
派遣労働者平均＝(27,000+17,000÷2＝22,000
無期雇用派遣労働者＝32,000
有期雇用派遣労働者＝(23,000+17,000)÷2＝20,000

○1日8時間当たりの派遣料金＝
（派遣先から得た派遣料金の総額／派遣労働者の総労働時間）×8H

* 派遣労働者平均、無期、有期にそれぞれ計算式を当てはめる。
* 派遣料金、労働時間、賃金いずれも報告対象期間内の総数で計算し、小数点以下を四捨五入する。

○1日8時間当たりの派遣労働者の賃金＝
（派遣労働者の賃金総額／派遣労働者の総労働時間）×8H

* 派遣労働者平均、無期、有期、協定対象派遣労働者にそれぞれ計算式を当てはめる。
* 派遣料金、労働時間、賃金いずれも報告対象期間内の総数で計算し、小数点以下を四捨五入する。

協定対象派遣労働者がいない場合（派遣先均等・均衡方式のみを採用している場合）は、記載不要。

様式第11号（第4面）

派遣労働者の待遇決定方式が「労使協定方式」の場合は、必ず記載が必要です。

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（日雇派遣労働者を除く）（続）

		派遣料金（１日（８時間当たり）の額）			派遣労働者の賃金（１日（８時間当たり）の額）				
		派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
①	32 商品販売従事者								
	33 販売類似職業従事者								
	34 営業職業従事者								
	35 家庭生活支援サービス職業従事者								
	36 介護サービス職業従事者								
	37 保健医療サービス職業従事者								
	38 生活衛生サービス職業従事者								
	39 飲食物調理従事者								
	40 接客・給仕職業従事者								
	41 居住施設・ビル等管理人								
	42 その他のサービス職業従事者								
	43 ～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—	—	—	—
	46 農業従事者								
	47 林業従事者								
	48 漁業従事者								
	49 生産設備制御・監視従事者								
	50								
	51 機械組立設備制御・監視従事者								
	52 製品製造・加工処理従事者								
	53								
	54 機械組立従事者								
	55 機械整備・修理従事者								
	56 製品検査従事者								
	57								
	58 機械検査従事者								
	59 生産関連・生産類似作業従事者								
	60 鉄道運転従事者								
	61 自動車運転従事者								
	62 船舶・航空機運転従事者								
	63 その他の輸送従事者								
	64 定置・建設機械運転従事者								
	65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
	66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）								
	67 電気工事従事者								
	68 土木作業従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
	69 採掘従事者								
	70 運搬従事者								
	71 清掃従事者								
	72 包装従事者								
	73 その他の運搬・清掃・包装等従事者								
	99 分類不能の職業								

様式第11号 (第5面)

派遣労働者の待遇決定方式が「労使協定方式」の場合は、必ず記載が必要です。

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

令第4条以外の業務も含めた派遣料金および賃金の平均を記載すること。また、令4条に該当しない日雇派遣のみの場合は全業務平均のみ記入すること。		日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均	30,000	18,000	19,000
4-1 情報処理システム開発	32,000	22,000	22,000
4-2 機械設計			
4-3 事務用機器操作	24,000	17,000	0
4-4 通訳、翻訳、速記			
4-5 秘書			
4-6 ファイリング			
4-7 調査			
4-8 財務			
4-9 貿易			
4-10 デモンストレーション			
4-11 添乗			
4-12 受付・案内			
4-13 研究開発			
4-14 事業の実施体制の企画、立案			
4-15 書籍等の制作・編集			
4-16 広告デザイン			
4-17 OAインストラクション			
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			
4-19 看護業務			

(10) マージン率等の情報提供の状況 (マージン率等の情報提供は義務化されているため、記入必須)

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	○
書類の備付け	
その他 (パンフレットへの掲載)	

複数選択可能。

「その他」の場合は、「提供方法」を記載すること。

「マージン率等の情報提供」は、事業所ごとに情報提供を行うことが義務付けられています。
(労働者派遣法第23条第5項、労働者派遣法施行規則第18条の2第1項)

項目は以下の通りです。

- ①派遣労働者数
- ②派遣先数
- ③派遣料金(平均額)
- ④派遣労働者の平均賃金
- ⑤マージン率
- ⑥労使協定の締結状況
 - ・対象となる派遣労働者の範囲および有効期間の終期
 - ・締結していない場合はその旨
- ⑦キャリア形成支援制度
- ⑧その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

※インターネットによる情報提供が原則です。
(派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針第2の16)
自社のHP又は人材サービス総合サイトにて情報提供を行ってください。

※派遣実績がない場合も、⑥、⑦及び⑧の情報提供を行ってください。

※フルタイム(1年以上雇用見込み)の場合

報告対象期間の実績を記載。

(11) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

派遣実績なしの場合も記入が必要。

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計	2	2		1	1	
キャリアコンサルタント	1	1		—	—	
上記以外の担当者	1	1		—	1	
営業職				—		
その他	1	1		—	1	

【職務経験有り】
・キャリアコンサルティングの経験者。
・職業能力開発推進責任者の就任経験者。
・人事部部門で3年以上の経験者等。

【知見有り】
・キャリアコンサルティング等の職務経験はないがその知識を有する者。

※必ずどちらかに記入すること。

② キャリアコンサルティングの実施状況

報告対象期間中の派遣労働者の人数(退職者を含む)

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
40	10	30	30	5	25	30	5	25

対象となる派遣労働者の雇用区分に○をつけ、それぞれ別葉にて作成。

③ キャリアアップに資する教育訓練 (1 フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者 (上段) 種別 (1 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 入社○年目・5 長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容の教育訓練の対象となる無期雇用派遣労働者・6 その他) (下段) 対象となる派遣労働者数				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計)) (下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受講した者は、重複計上しないこと)				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なものの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償(実費負担なし) 2 無償(実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給(無給部分なし) 2 有給(無給部分あり) 3 無給
	1年	2年	3年	4年	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練 例:計画時間数4時間	1				40				1	1	1	1
(イ) 新規採用者訓練	10				10				備考			
(ロ)									備考			
ロ 職能別訓練 例:計画時間数4時間												
(イ) システム設計・技能研修	2	2	2	2	40	40	20	20	1	1	1	1
例:計画時間数4時間	10	10	5	5	10	10	5	5	備考			
(ロ) O A 機器操作訓練	2	2	2	2	20	20	12	8	2	1	1	1
	5	5	3	2	5	5	3	2	備考			
ハ 職種転換訓練 例:計画時間数2時間												
(イ) ワークスタイル多様化研修		2	4	4		20	10	10	1	1	1	1
		10	5	5		10	5	5	備考			
(ロ)									備考			
ニ 階層別訓練 例:計画時間数2時間												
(イ) リーダー就任研修		4	4	4		20	10	10	1	1	1	1
		10	5	5		10	5	5	備考			
(ロ)									備考			
ホ その他の教育訓練 例:計画時間数1時間												
(イ) ビジネススキル研修	2	2	2	2	5	5	3	2	1	3	1	1
例:計画時間数1時間30分	5				5	1.5時間×5人	3	2	備考			
(ロ) 経理研修	2				7.5	7.5	3	4.5	2	1	1	1
	5				5	5	2	3	備考			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)					112.5	112.5	58	54.5	1～3年目の a の合計 (c)			283
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)					10	10	5	5	1～3年目の b の合計 (d)			25
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a ÷ b)					11	11	11	10	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の実施時間 (c ÷ d)			11
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)										2,000		

小数点以下切り捨て。

派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)と矛盾はないかを要確認!

様式第11号（第 7 面）

Ⅱ 6月1日現在の状況報告

実際に6月2日に派遣された労働者の人数を記載すること。
したがって、日頃は派遣労働者に従事している派遣労働者であっても、6月2日において派遣されなかった労働者は必ず除くこと。



6月2日現在で派遣労働者の待遇決定方式が「労使協定方式」の場合は、協定対象派遣労働者

1 派遣労働者の実人数

① 派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

派遣労働者計	うち、通算雇用期間が1年以上の派遣労働者				うち、通算雇用期間が1年未満の派遣労働者			
	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者		無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
42	25	24	9		2	1	6	

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
			協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
01 管理的公務員	01から99の合計と一致	01から99の合計と一致		01から99の合計と一致	
02 法人・団体役員					
03 法人・団体管理職員					
04 その他の管理的職業従事者					
05 研究者					
06 農林水産技術者					
07・08 製造技術者					
09 建築・土木・測量技術者					
10 情報処理・通信技術者	20	20	20		
11 その他の技術者					
12 -1 医師					
12 -2 薬剤師					
12 -3 歯科医師、獣医師					
13 -1 看護師					
13 -2 准看護師					
13 -3 保健師、助産師					
14 -1 診療放射線技師					
14 -2 臨床検査技師					
14 -3 その他の医療技術者					
15 その他の保健医療従事者					
16 社会福祉専門職業従事者					
17 法務従事者					
18 経営・金融・保険専門職業従事者					
19 教員					
20 宗教家					
21 著述家、記者、編集者					
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者					
23 音楽家、舞台芸術家					
24 その他の専門的職業従事者					
25 一般事務従事者	10	2		8	
26 会計事務従事者	2			2	
27 生産関連事務従事者					
28 営業・販売事務従事者					
29 外勤事務従事者					
30 運輸・郵便事務従事者					
31 事務用機器操作員					

協定対象派遣労働者がいない場合（派遣先均等・均衡方式のみを採用している場合）は、記載不要。

複数の業務に派遣される労働者については、6月2日現在もつとも該当する業務に記載すること。

様式第11号（第8面）

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（続）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
			協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者
32 商品販売従事者					
33 販売類似職業従事者					
34 営業職業従事者					
35 家庭生活支援サービス職業従事者					
36 介護サービス職業従事者					
37 保健医療サービス職業従事者					
38 生活衛生サービス職業従事者					
39 飲食物調理従事者					
40 接客・給仕職業従事者					
41 居住施設・ビル等管理人					
42 その他のサービス職業従事者					
43～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—
46 農業従事者					
47 林業従事者					
48 漁業従事者					
49・50 生産設備制御・監視従事者					
51 機械組立設備制御・監視従事者					
52・53 製品製造・加工処理従事者	10	5	5	5	
54 機械組立従事者					
55 機械整備・修理従事者					
56・57 製品検査従事者					
58 機械検査従事者					
59 生産関連・生産類似作業従事者					
60 鉄道運転従事者					
61 自動車運転従事者					
62 船舶・航空機運転従事者					
63 その他の輸送従事者					
64 定置・建設機械運転従事者					
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—
66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）					
67 電気工事従事者					
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—
69 採掘従事者					
70 運搬従事者					
71 清掃従事者					
72 包装従事者					
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者					
99 分類不能の職業					

③ 特定製造業務従事者の実人数（①の内数）

特定製造業従事者 計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者
10	8	8	2	2

特定製造業務とは・・・
物の製造の業務(物の溶融、鋳造、加工、組立て、洗浄、塗装、
運搬等物を製造する工程における作業に係る業務)で、産前産後休
業、育児休業等、介護休業を取得する労働者の業務以外のもの。

④ 期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
法第40条の2第1項第2号(高齢者)	0	0	0
法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)	0	0	0
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)	0	0	0
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替)	0	0	0
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替)	0	0	0

様式第11号 (第9面)

実際に6月2日に派遣された労働者の人数を記載すること。
したがって、日頃は派遣労働者に従事している派遣労働者であっても、6月2日において派遣されなかった労働者は必ず除くこと。

⑤ 日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者 計	i ～iv に該当しない者		i 高齢者		ii 昼間学生		iii 副業として従事する者		iv 主たる生計者でない者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
3	2	2			1					

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数 (⑤ i ～iv の合計の内数)

日雇派遣労働者	
	協定対象派遣労働者

協定対象派遣労働者がいない場合(派遣先均等・均衡方式のみを採用している場合)は、記載不要。

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数 (⑤の内数)

	日雇派遣労働者	
		協定対象派遣労働者
4－1 情報処理システム開発	2	2
4－2 機械設計		
4－3 事務用機器操作		
4－4 通訳、翻訳、速記		
4－5 秘書		
4－6 ファイリング		
4－7 調査		
4－8 財務		
4－9 貿易		
4－10デモンストレーション		
4－11添乗		
4－12受付・案内	1	
4－13研究開発		
4－14事業の実施体制の企画、立案		
4－15書籍等の制作・編集		
4－16広告デザイン		
4－17OAインストラクション		
4－18セールスエンジニアの営業、金融商品の営業		
4－19看護業務		

6月2日に日雇派遣された労働者を政令で定める業務(令第4条で定める業務)に分けて記載すること。なお、⑤において「i ～iv に該当しない者」に人数が記載されている場合は、令第4条で定める業務のいずれかに該当するものであること。

協定対象派遣労働者がいない場合(派遣先均等・均衡方式のみを採用している場合)は、記載不要。

⑧ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数 (⑤の内数)

法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)	
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)	
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替業務)	
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替業務)	

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む。)の数

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険	27	9	—	5
健康保険	27	9	—	4
厚生年金保険	27	9	—	4

6月2日に派遣された労働者の雇用保険及び社会保険の加入状況を記入すること(第7面1-①の内数となること)。

様式第11号 (第10面)

記載要領

第 1 面

- 1 「許可番号」及び「許可年月日」欄には、許可番号等を記入すること。
- 2 第 1 面上方の提出者欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。
- 3 6 欄及び 7 欄については、許可申請時（更新を受けた事業主にあつては直近の更新時）における企業規模及び日本標準産業分類に基づく産業分類（細分類）を記載すること。ただし、7 欄については、日本標準産業分類に変更があつた場合は、最新の分類に基づいて記載すること。6 欄の「大企業」は中小企業以外のものを指し、「中小企業」は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者又は同条第 5 項に規定する小規模企業者を指すこと。
- 4 8 欄には、年度報告の報告対象期間である、事業年度の開始の日（事業を事業年度の途中で開始した場合にあつては、当該事業の開始の日）及び当該事業年度の終了の日（事業を事業年度の途中で終了した場合にあつては、当該事業の終了の日）を記載すること。
- 5 10 欄の「親会社」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号。以下「労働者派遣法施行規則」という。）第18条の 3 第 2 項各号に規定する者をいうこと。当該親会社が労働者派遣事業の許可番号又は民営職業紹介事業の許可・届出番号を有している場合には、当該番号を記載すること。なお、当該親会社が、旧特定労働者派遣事業に係る事業所である場合には、12 欄に親会社の当該旧特定労働者派遣事業に係る届出受理番号を記載すること。
- 6 11 欄について、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）により請負事業となる事業を実施している場合には、1 を○で囲むこと。その際、製造業に分類される事業者であつて、構内請負（発注者の事業所構内において、自社の雇用する労働者を使用し、生産活動を請け負うこと）を実施している場合には、「うち構内請負の実施」欄の 1 を○で囲むこと。

I 年度報告

第 2 面

- 1 (1) 欄の「派遣労働者数等雇用実績」には、報告対象期間の末日における派遣労働者等の実人数を記載すること。
- 2 (1) 欄の③の「無期雇用派遣労働者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第30条の 2 第 1 項に規定する無期雇用派遣労働者を、④の「有期雇用派遣労働者」とは、労働者派遣法第30条第1項に規定する有期雇用派遣労働者をいうこと（以下同じ。）。
- 3 (1) 欄の⑤の「日雇派遣労働者」とは、労働者派遣法第35条の 4 第 1 項に規定する日雇労働者をいうこと。なお、30 日以内の期間を定めた契約を更新して通算30日を超えるような場合も含まれることに留意すること（以下同じ。）。
- 4 (1) 欄の⑥の「登録者」とは、労働者派遣をするに際し、登録されている者の中から期間を定めて雇用した者を派遣労働者として労働者派遣の対象とする制度（登録制度）に基づいて、派遣労働者になることを目的として派遣元事業主に登録した者であつて、既に雇用されている者を含み、過去 1 年を超える期間にわたり雇用されたことのない者を除くこと。
- 5 (1) 欄の「通算雇用期間が 1 年以上の派遣労働者」とは、報告対象期間末日において通算雇用期間（実際に雇用された期間をいう。以下同じ。）が 1 年以上である派遣労働者を、「通算雇用期間が 1 年未満の派遣労働者」とは、報告対象期間末日において通算雇用期間が 1 年未満の派遣労働者をいうこと。また、「同じ職場に 1 年以上派遣見込みの者」とは、雇用契約期間が通算して 1 年以上であり、かつ、当該派遣労働者の同じ職場での派遣就業に係る派遣契約が通算して 1 年以上である派遣労働者をいうこと。
- 6 (2) 欄の「労働者派遣事業の売上高」には、労働者派遣事業を行う事業所ごとの労働者派遣事業の売上高について、決算後の金額を記載すること。（事業所ごとの額を計上すること。円単位で記載すること（千円、万円単位などや小数点は使用しないこと。））。
- 7 (3) 欄の「請負事業の売上高」には、当該事業所で請負事業を行っている場合の請負事業に係る売上高について、決算後の金額を記載すること。（事業所ごとの額を計上すること。円単位で記載すること（千円、万円単位などや小数点は使用しないこと。））。

様式第11号 (第11面)

- 8 (4) 欄については、報告対象期間内に海外派遣した派遣労働者の実人数を記載すること。
- 9 (5) 欄の①欄については、報告対象期間内に派遣先の事業所の実数を記載すること。報告対象期間内に労働者を派遣しなかった場合は「0」を記載すること。
- 10 (5) 欄の②欄については、報告対象期間内に締結した労働者派遣契約（個別契約）に係る派遣期間について、総件数（延べ件数）及び内訳としての期間別の件数を記載すること。なお、1つの労働者派遣契約において複数の派遣期間がある場合は、それぞれの期間別に計上した件数を記載すること。(5) 欄の①欄が「0」であった場合は、「労働者派遣契約がなかった」欄に○印をすること。
- 11 (5) 欄の③欄については、報告対象期間（第1面の8欄）内における主な派遣先の事業主のうち取引額上位5位までの事業主名を記載すること。(5) 欄の①欄が「0」の場合及び②欄に「労働者派遣契約がなかった」欄に○印をした場合には、(5) 欄の③欄には記載の必要がないこと。
- 12 (6) 欄中、選択肢として番号を提示している部分については、該当する番号を記載すること。
- 13 (6) 欄については、①欄には「労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育」の報告対象期間内における実績を、②欄には一般教養としての訓練等の「その他の教育訓練」（安全衛生教育及び派遣労働者のキャリアアップ措置に関するもの以外の訓練）の報告対象期間内における実績を、それぞれ記載すること。
- 14 (6) 欄の①欄及び②欄については、教育訓練コース単位で記載し、①欄には5コースまでを、②欄には3コースまでを記載すること。それ以上のコースがある場合は、別紙に記載すること。
- 15 (6) 欄の①欄について、実施内容が労働安全衛生法第59条第1項の規定に該当する場合は、その内容に合致する労働安全衛生規則第35条第1項各号のうち該当号数に応じた1～8までの数字を、労働安全衛生法第59条第2項の規定に該当する場合は9を、同条第3項の規定に該当する場合は10を、その訓練の主な内容に応じて最大2つまで記載すること。
- 16 (6) 欄の①欄について、「教育の内容」については、「4 S（整理・整頓・清掃・清潔）運動」、「K Y（危険予知）活動」、「ヒヤリハット事例の報告」等具体的に記載すること。
- 17 (6) 欄の①欄及び②欄について、「1人当たりの平均実施時間」には、報告対象期間内に、各コースごとに派遣労働者が受講した1人当たりの平均実施時間数を記載すること。
- 18 (6) 欄の②欄について、「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練をいうこと。
- 19 (6) 欄の②欄について、「訓練費負担の別」において、「1 無償（実費負担なし）」とは、テキスト代等を含め訓練の全てを無償で実施することを、「2 無償（実費負担あり）」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「3 有償」とは、これ以外をいうこと。
- 20 (6) 欄の②欄について、「賃金支給の別」において、「1 有給（無給部分なし）」とは、用意した全ての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「2 有給（無給部分あり）」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「3 無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。
- 21 (7) 欄について、イには、報告対象期間内に、新たに、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込みのあった派遣労働者の実人数を記載し、そのうち報告対象期間内において紹介予定派遣により労働者派遣された派遣労働者数の実人数をロに記載すること。ハには、報告対象期間内において紹介予定派遣により派遣先に職業紹介された派遣労働者の実人数を記載し、そのうち報告対象期間内において派遣先で雇用された派遣労働者の実人数をニに記載すること。
- 22 (8) 欄については、報告対象期間内における雇用安定措置の対象派遣労働者（雇用安定措置を講じなかった者を含む。）及び各雇用安定措置の区分ごとの派遣労働者の延べ人数を記載すること。「3年見込み」、「2年半から3年未満見込み」、「2年から2年半未満見込み」、「1年半から2年未満見込み」及び「1年から1年半未満見込み」の対象派遣労働者については、各期間に該当し、かつ当該労働者派遣の終了後も継続して就業することを希望している者とする。同一の派遣労働者が複数の期間の区分に該当する場合は、該当する区分のそれぞれの欄に計上すること。
- 23 (8) 欄の期間の区分は、派遣先の同じ職場への派遣期間の見込みの期間とすること。「同じ職場への派遣期間の見込み」とは、派遣労働者の派遣就業に係る派遣契約期間を通算したものをいうこと。ただし、派遣契約期間の途中で派遣労働者の雇用契約が満了したり、当該派遣労働者の派遣先が変わったりした場合には、当該派遣労働者が同じ職場へ派遣されていた通算期間とすること。
- 24 (8) 欄の「第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」、「第2号の措置（新たな派遣先の提供）を講じた人数」、「第3号の措置（派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数」及び「第4号の措置（その他の措置）を講じた人数」については、同一の派遣労働者に複数の措置を講じた場合においては講じた措置のそれぞれの欄に計上すること。
- 25 (8) 欄の「第4号の措置（その他の措置）を講じた人数」について、「教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）」、「紹介予定派遣」及び「左記以外のその他の措置」については、同一の派遣労働者に複数の措置を講じた場合においては講じた措置のそれぞれの欄に計上すること。
- 26 (8) 欄の「第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」について、前年度に派遣先への直接雇用の依頼を行ったが前年度中には直接雇用に結びつかず、年度を超えて当年度で直接雇用に結びついた場合は、当年度でも引き続き依頼を行ったものとして、「第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」及び「うち、派遣先で雇用された人数」のそれぞれに当該人数を記載すること。
- 27 (8) 欄の「第4号の措置（その他の措置）を講じた人数」の「左記以外のその他の措置」については、民営職業紹介事業の許可・届出を行っている派遣元事業主が実施する職業紹介等の措置をいうこと。

様式第11号（第12面）

（日本産業規格A列4）

第3面から第5面まで

- 28 （9）欄の①欄及び①の（続）欄並びに②欄の「協定対象派遣労働者」には、厚生労働省職業安定局長の定めるところにより、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の1人1日当たりの賃金を記載すること。
- 29 （9）欄の①欄及び①の（続）欄には、報告対象期間内における、最新の日本標準職業分類（中分類）に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者（日雇派遣労働者を除く。）の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。「14-3 その他の医療技術者」には「14-1 診療放射線技師」及び「14-2 臨床検査技師」の業務の実績は含めないこと。なお、「66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）」、「67 電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。また、「12-1 医師」等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合にのみ派遣することが認められていることに留意すること。
- 30 （9）欄の②欄には、報告対象期間（第1面の8欄）内において、日雇派遣労働者を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。）第4条第1項第1号から第19号までに掲げる業務に従事させている場合、従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。なお、「4-19 看護業務」については、労働者派遣法施行令第4条第2項の規定に基づき准看護師等の看護師以外の者が行う業務を含まないこと。
- 31 （9）欄の①欄及び①の（続）欄並びに②欄の「派遣料金」については、1人1日当たりの派遣料金（消費税を含む。）を記載し、報告対象期間内において派遣先から得た派遣料金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除した1時間当たりの金額をもとに、8時間（1日）業務に従事したものとして算定すること（小数点以下は四捨五入）。①欄及び①の（続）欄の「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。なお、②欄の日雇派遣労働者についての「全業務平均」は、労働者派遣法施行令第4条第1号から第19号までに掲げる業務だけでなく、日雇派遣労働者が従事した全ての業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。
- 32 （9）欄の①欄及び①の（続）欄並びに②欄の「賃金」（労働基準法第11条で定める給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのものをいう。）については、1人1日当たりの賃金を記載し、報告対象期間（第1面の8欄）内において派遣労働者に支払った賃金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除した1時間当たりの金額をもとに8時間（1日）業務に従事したものとして算定すること（小数点以下は四捨五入）。なお、①欄及び①の（続）欄の「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。また、②欄の日雇派遣労働者についての「全業務平均」は、労働者派遣法施行令第4条第1号から第19号までに掲げる業務だけでなく、日雇派遣労働者が従事した全ての業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。
- 33 （10）欄の「マージン率等の情報提供の状況」については、該当する各欄に○印をすること（複数選択可）。

様式第11号（第13面）

第6面

- 34 （11）キャリアアップ措置の実績については、報告対象期間内において労働者派遣法で求められるキャリアアップ措置の要件を満たしているものを記載すること。その上で、事業主が独自に実施したキャリアアップ措置についても追加的に記載してもよいこと。
- 35 （11）欄の①欄の「キャリアコンサルタント」とは、厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定する者が行う試験の合格者をいうこと。
- 36 （11）欄の①欄の「うち派遣元責任者との兼任状況」欄は、キャリアコンサルティングの窓口担当者の計の内数を記載すること。
- 37 （11）欄の①欄の「キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者」欄について、「職務経験あり」とは、過去において職務としてキャリアコンサルティングの経験がある者、職業能力開発推進者に就任したことがある者、人事部門で3年以上の経験を積んでいる者等をいうこと。また、「知見あり」とは、過去においてキャリアコンサルティング等についての職務経験はないがその知識を有する者をいう。
- 38 （11）欄の②欄の「実施した者の人数」については、①欄の担当者が行うキャリアコンサルティングを受けた実人数を記載すること。
- 39 （11）欄の③欄については、1年以上の雇用見込みのあるフルタイム勤務の者、1年以上の雇用見込みのある短時間勤務の者又は1年未満の雇用見込みである者ごとに別葉にして記載すること。なお、「1 フルタイム（1年以上雇用見込み）」、「2 短時間勤務（1年以上雇用見込み）」、「3 1年未満雇用見込み」のいずれかに該当する番号に○印を付けること。
- 40 （11）欄の③欄イ～ホについては、訓練の種類別に訓練コース単位で記載すること。記載欄以上のコースがある場合、別紙に記載すること。
- 41 （11）欄の③欄の「訓練の内容等」欄には、「係長・課長就任研修」、「○○語研修」等訓練が特定できるよう具体的に記載すること。
- 42 （11）欄の③欄の「対象となる派遣労働者」欄の上段については、該当する「種別」の番号を最大2つまで記載すること。この際、登録中の者は、キャリアアップに資する教育訓練の対象となる派遣労働者に含まれないことに留意すること。
「対象となる派遣労働者」欄の下段については、各年ごとの対象となる派遣労働者の実人数をそれぞれ記載すること。
「対象となる派遣労働者」について、「訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確な者」は、受講済みとして扱い、「対象となる派遣労働者数」に算入しなくてもよいこと。
- 43 （11）欄の③欄の「（上段）実施時間の総計」については、各受講者に対する教育訓練実施時間の各年の1年間の合計（受講者数×教育訓練1コマの時間（複数回実施の場合は、その合計））を記載すること。対象となる派遣労働者に対して、ある訓練を1年目、2年目とそれぞれ段階ごとに行う場合は、1つの同じコースの中で、それぞれの年数の欄に記載すること。また、同一の派遣労働者に行う訓練であっても、2年目以降は1年目とは異なるコースに位置づける訓練等の場合は、2つ以上の異なるコースとして、それぞれの年数に応じた欄に記載すること。
おって、42の「訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確な者」を受講済みとした訓練については、当該者は実際には訓練を受講していないので、「（上段）実施時間の総計」に算入することはできないものであること。
「（下段）受講者の実人数」欄には、各年ごとの受講者の実人数を記載すること。各年に同一の訓練を複数回受講した者は、同年内に重複計上しないこと（例えば、1年目と2年目に同一の訓練を複数回受講した者は、それぞれの年数の欄に1人ずつ計上すること）。
- 44 （11）欄の③欄の「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうこと。キャリアアップに資する教育訓練としてOJTを実施するに当たっては、派遣先と事前に調整等を行った上で計画的なOJTを実施しなければならないことに留意すること。
- 45 （11）欄の③欄の「訓練費負担の別」において、「1 無償（実費負担なし）」とは、テキスト代等を含め教育訓練の全てを無償で実施することを、「2 無償（実費負担あり）」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「3 有償」とは、これ以外をいうこと。
- 46 （11）欄の③欄の「賃金支給の別」において、「1 有給（無給部分なし）」とは、用意した全ての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「2 有給（無給部分あり）」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「3 無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。
- 47 （11）欄の③欄の「厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間」については、「各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計」を「各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数」で除して算出された数字を記載すること。また、合計する各年ごとの訓練実施時間は、「訓練の方法の別」が「1 計画的なOJT」又は「2 OFF-JT」、「訓練費負担の別」が「1 無償（実費負担なし）」、「賃金支給の別」が「1 有給（無給部分なし）」である等、法で定めるキャリアアップに関する要件を満たすもの（厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練）のみを合計したものであること。なお、フルタイム勤務の者であって1年以上の雇用見込みのあるものについては、1年で概ね8時間以上とすることとされていること。
- 48 （11）欄の③欄の「1～3年目のaの合計（c）」及び「1～3年目のbの合計（d）」については、それぞれ1年目から3年目までの値を合計した数字を記載すること。
また、「1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間（ $c \div d$ ）」には、上述の（c）を（d）で除して算出された数字を記載すること。
- 49 （11）欄の③欄については、上記47を満たさないものであっても派遣労働者のキャリアアップに資すると事業主が実施した全ての訓練について記載すること。ただし、上記47を満たしていない場合、都道府県労働局による指導の対象となる可能性があることに留意すること。
- 50 （11）欄の③欄の「「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額（1人1時間当たり平均）」については、キャリアアップに資する教育訓練時に支払った賃金の平均額を記載すること。

様式第11号 (第14面)

記載要領

Ⅱ 6月1日現在の状況報告

第7面から第9面まで

- 1 1 欄の①欄の「派遣労働者の実人数」には、報告の対象となる6月1日現在(6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とする。以下同じ。)において派遣していた派遣労働者の実人数を記載すること。
- 2 1 欄の①欄、②欄、②の(続)欄、③欄及び⑤欄の「協定対象派遣労働者」には、厚生労働省職業安定局長の定めるところにより、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の実人数を記載すること。
- 3 1 欄の②欄及び②の(続)欄の「業務別派遣労働者の実人数」には、報告の対象となる6月1日現在、最新の日本標準職業分類(中分類)に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。複数種類の業務に従事した派遣労働者については、報告の対象となる6月1日現在においてもつとも多く従事した業務に従事したものとする。こと。「14-3 その他の医療技術者」には「14-1 診療放射線技師」及び「14-2 臨床検査技師」の業務の実績は含めないこと。なお、「66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)」、「67 電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。また、「12-1 医師」等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合にのみ限定して派遣が認められていることに留意すること。
- 4 1 欄の③欄の「特定製造業務従事者の実人数」には、報告の対象となる6月1日現在において労働者派遣法附則第4項の「特定製造業務」に従事した派遣労働者の実人数を記載すること。
- 5 1 欄の④欄の「期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者の実人数」には、6月1日現在における労働者派遣法第40条の2第1項第2号から第5号までに該当する労働者派遣に係る派遣労働者(日雇派遣労働者を除く。)の実人数(1 欄の①欄に記載した派遣労働者計の内数)を記載すること。なお、複数の事項に該当する派遣労働者については、報告の対象となる6月1日現在においてもつとも該当する事項に記載すること。
- 6 1 欄の⑤欄の「日雇派遣労働者の実人数」のうち、「高齢者」とは労働者派遣法施行令第4条第2項第1号に掲げる者のことをいい、「昼間学生」とは同項第2号に掲げる者のことをいい、「副業として従事する者」とは同項第3号に該当する者であつて労働者派遣法施行規則第28条の3第1項第1号に該当するもののことをいい、「主たる生計者でない者」とは労働者派遣法施行令第4条第2項第3号に該当する者であつて労働者派遣法施行規則第28条の3第1項第2号に該当するものをいうこと。当該日雇派遣労働者が、複数の種類に該当する場合、もつとも主たる理由と考えられるものに算定すること。
- 7 1 欄の⑥欄の「特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数」には、6月1日現在における労働者派遣法附則第4項の「特定製造業務」に従事していた日雇派遣労働者の実人数(1 欄の⑤欄に記載した日雇派遣労働者計の内数)を記載すること。
- 8 1 欄の⑦欄の「日雇派遣労働者の業務別実人数」には、6月1日現在における労働者派遣法施行令第4条第1項第1号から第19号までに掲げる業務に従事している日雇派遣労働者の実人数(1 欄の⑤欄に記載した日雇派遣労働者計の内数)を記載すること。なお、複数種類の業務に従事した日雇派遣労働者については、報告の対象となる6月1日現在においてもつとも多く従事した業務に従事したものとする。こと。なお、「4-19 看護業務」については、労働者派遣法施行令第4条第2項の規定に基づき准看護師等の看護師以外の者が行う業務を含まないこと。
- 9 1 欄の⑧欄の「日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる派遣労働者の実人数」には、6月1日現在における労働者派遣法第40条の2第1項第3号から第5号までに該当する労働者派遣に係る日雇派遣労働者の実人数(1 欄の⑤欄に記載した日雇派遣労働者計の内数)を記載すること。なお、複数の事項に該当する派遣労働者については、報告の対象となる6月1日現在においてもつとも該当する事項に記載すること。
- 10 2 欄には、6月1日現在において労働者派遣事業に係る登録者であつた者の実数(同日に派遣されている労働者を含み、過去1年以内において派遣されたことがない派遣労働者を除く。)を記載すること。
- 11 3 欄には、報告の対象となる6月1日現在において派遣していた派遣労働者について、それぞれの保険の種類ごとに、適用されている者の実数を記載すること。なお、6月1日現在において派遣していない者は除かれることに留意すること。
- 12 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。